

街頭募金詐欺について包括一罪と解することができるか 最高裁平成22年3月17日決定

1 事実の概要

被告人が、難病の子供たちの支援活動を装って、街頭募金の名の下に通行人から金をだまし取ろうと企て、平成16年10月21日ころから同年12月22日ころまでの間、大阪市、堺市、京都市、神戸市、奈良市の各市内及びその周辺部各所の路上において、真実は、募金の名の下に集めた金について経費や人件費等を控除した残金の大半を自己の用途に費消する意思であるのに、これを隠して、虚偽広告等の手段によりアルバイトとして雇用した事情を知らない募金活動員らに、「日本全国で約20万人の子供達が難病と戦っています」「特定非営利団体NPO緊急支援グループ」などと大書した立看板を立てさせた上、「難病の子供たちを救うために募金に協力をお願いします。」などと連呼させるなどして、難病の子供たちへの支援金に充てられるものと誤信した多数の通行人に、それぞれ1円から1万円までの現金を寄付させて、多数の通行人から総額約2480万円の現金をだまし取ったという事案である。

2 判旨

①詐欺罪（246条）は個人法益に対する罪であり、本件街頭募金詐欺については、募金に応じた者ごとに犯罪が成立し、これらは併合罪（45条）とすべきである¹、②訴因が不特定である、との上告趣意に対し、以下のように述べた。

①「この犯行は、個々の被害者ごとに区別して個別に欺もう行為を行うものではなく、不特定多数の通行人一般に対し、一括して、適宜の日、場所において、連日のように、同一内容の定型的な働き掛けを行って寄付を募るという態様のものであり、かつ、被告人の1個の意思、企図に基づき継続して行われた活動であったと認められる。加えて、このような街頭募金においては、これに応じる被害者は、比較的少額の現金を募金箱に投入すると、そのまま名前も告げずに立ち去ってしまうのが通例であり、募金箱に投入された現金は直ちに他の被害者が投入したものと混和して特定性を失うものであって、個々に区別して受領するものではない。以上のような本件街頭募金詐欺の特徴にかんがみると、これを一体のものと評価して包括一罪と解した原判断は是認できる。」②「その罪となるべき事実は、募金に応じた多数人を被害者とした上、被告人の行った募金の方法、その方法により募金を行った期間、場所及びこれにより得た総金額を摘示することをもってその特定に欠けるところはないというべきである。」

3 検討

（1）学説の状況

学説は、一般に同一の法益侵害に向けられ、かつ時間的、場所的に近接した数個の行為が、それぞれ構成要件を満たす場合を接続犯と呼び、これが包括一罪となることを認めており、被害法益の単一性を包括一罪となるための当然の要件としてきたが、従来の議論は本件のような特殊な事案を想定したものではなかったように思われる²。

（2）他の判例との比較と本判例の意義

かつて包括一罪を認めた判例³は法益侵害の結果も一個のものが大半であったが、本件は特殊な形態の詐欺について限定的に包括一罪の成立を認めたものであり、従来の判例法理を否定したものではないと思われ、新たな類型の包括一罪を認めたものとして罪数論における重要な先例となるものといえる。なお、この点につき千葉裁判官は補足意見として被害法益が一個であるということは包括一罪として扱うための「要件」とまで考えるべきではなく、あくまでも包括一罪と捉えるべきか否かを判断するための重要な考慮要素と考えるべきであるとし、本件のように通常の詐欺罪とは異なる犯行態様で欺罔行為がされた場合は、原点に立ち返って全体として一つの犯罪と評価して良いかを具体的に検討すべきと述べている。そして、具体的検討においては被害法益をどう捉えるかが問題となり、法廷意見は決して集团的・包括的な財産権のような法益概念を想定しているわけではなく、あくまでも被害法益は被害者個人ごとに存在することを前提とした上で、ただ本件においては被害者が寄付した金額を明確に認識していなかったり、募金箱に投入された寄付金は瞬時に他と混和し、特定できなくなるといった事情から、被害者及び被害法益は特定性が希薄であるという特殊性を有しており、無理に特定して別々なものとして扱うべきではない旨を示しているに過ぎないと述べている。

¹ 本件において包括一罪と認定することの実益は、包括一罪の場合は訴因や罪となるべき事実の特定が併合罪の場合より緩やかで足りる点にある。

² 須之内克彦『刑法判例百選I〔第6版〕』203頁によると、被害法益の単一性が要求される理由としては、各刑罰法規は通常1個の法益の侵害またはその危殆化を想定していると認められるため、数個の法益侵害またはその危殆化を1個の刑罰法規によって1回と評価することはできないことを挙げている。

³ 最一小判昭30.12.26刑集9巻14号3018頁、最二小判昭31.8.3刑集10巻8号1202頁など